#### かりさきしりつちゅうがっこう 川崎市立中学校における食物アレルギー対応について

#### 1 はじめに

川崎市では、アレルギー疾患を有する児童生徒への対応は「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル」を基に行っております。子どもたちの食物アレルギー事故を防止し、 安心して食べられる給食のため、皆様にはご協力をお願いいたします。

中学校給食でも食物アレルギー対応をするためには、<u>医師の診断による</u>がっこうせいかっかんりしどうひょう ていしゅっ ひっよう 「学校生活管理指導表」の提出が必要です。

医師から食物アレルギーと診断され、原因食材が特定されている方で、家庭でも医師の指示による原因食物の除去を行っている方が対象となります。学校生活管理指導表は、1年に1度更新し、毎年必ず提出してください。

### 2 4月から食物アレルギー対応を開始するために

い学校で事前調査票を配布された方については、入学予定の中学校へ提出をお願いします。その後、中学校から電談日程の連絡があり、2月頃までに中学校にて電談を行います。2月末までに電談ができない場合は、4月からの食物アレルギー対応が間に合わないことがありますのでご注意ください。

なお、事前調査票を配布されなかった方で、給食における食物アレルギー対応を希望する方は中学校にお申し出ください。

## 3 食物アレルギーの対応内容

表示義務のある8品目(卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば、くるみ)の中で、えび、かに、落花生、そば、くるみの5品目及び本市の児童生徒等の症例数に占める割合と症状の重篤度を考慮し、令和8年度からキウイフルーツ及び木の実類(カカオ、杏仁、栗を除く)は給食では使用しません。また、生卵(マヨネーズ、アイスクリームなど)の使用はありません。

があるきし があるきし ちゅうがっこうきゅうしょく 川崎市の中学校給食での食物アレルギー対応内容は、以下のとおりです。

The state of the s	
情報提供	献立に使用されている食品名を記載している詳細な献立表や、ハンバーグやコロッケなど がこうはないか はいこうないようひよう ていきょう の加工食品の配合内容表を提供します。また、個人別にアレルギーの原因食品が使用され でいる日を記載した資料を事前に提供します。原因食品を含む料理は食べられません。
いちぶべんとうたいおう 一部弁当対応	アレルギーの原因食品を使用している献立の一部について、代わりの弁当をお持ちください。
じょきょしょくたいおう 除去食対応 たまご にゅう こむぎ (卵・乳・小麦のみ)	たまご にゅう こ む ぎ
ゕゟぜんぺんとうたいぉぅ 完全弁当対応	たいます。 こんなん 食物アレルギー対応が困難なため、全ての献立に関して弁当をお持ちください。
いんようぎゅうにゅう いがい 飲用 ・ 乳 以外 でいし たいおう 停止の対応	食物アレルギー対応が困難なため、全ての献立に関して弁当をお持ちいただきますが、乳のアレルギーがなければ飲用牛乳を希望することができます。

※一部弁当対応、除去食対応の場合も毎月の情報提供を行います。

◎飲用牛乳について

エルラ はあい はあい いんようぎゅうにゅう にゅうせいひん ぎゅうにゅう にゅうせいひん 乳アレルギーを有すると診断された場合は、飲用牛乳だけでなく牛乳や乳製品、また牛乳、乳製品をある かとうひん じょきょ かんぜんじょきょたいおう さんしん かとうひん じょきょ かんぜんじょきょたいおう さんしん 飲用牛乳のみの除去対応はいたしません。

シチューは食べられるが、牛乳を飲むと必ずお腹をこわすなど、食物アレルギー以外の理由で飲用牛乳が 飲めない場合は、個別に中学校へご相談ください。

# 食物アレルギー対応の手順

新規(新入生・転入生)

ないできるから へんこう かいじょ 年度途中【変更・解除】 じゅんといこう へんこう かいじょ 次年度以降【変更・解除】

でなんといこう 次年度以降 「継続】

#### たまくもつ 食物アレルギー事前調査

- ・現在、給食で食物アレルギー対応をしている方は、小学校で「食物アレルギー ・現在、給食で食物アレルギー対応をしている方は、小学校で「食物アレルギー にぜみちょうさひょう きにゅう にゅうがくょて いちゅうがっこう ていしゅつ 事前調査票」を受け取り、記入して入学予定中学校へ提出する。
- ・新たに対応を希望する方は、中学校へ申し出て「食物アレルギー事前調査票」 ・新たに対応を希望する方は、中学校へ申し出て「食物アレルギー事前調査票」 を受け取り、記入して入学予定中学校へ提出する。

# 医療機関の受診

~毎年受診してください。~

・主治医に「学校生活管理指導表」を記入してもらう。(毎年提出)

#### であるだん 個別面談の実施

\*「学校生活管理指導表」を基に、食物アレルギー対応委員会メンバーと面談する。

# 大いおうの決定

- ・「学校生活管理指導表」、「食物アレルギー事前調査票」を基に、食物アレルギー対応 ・「学校生活管理指導表」、「食物アレルギー事前調査票」を基に、食物アレルギー対応 委員会で協議し、対応内容が決定される。
- ・学校から決定した内容を記載した「学校給食における食物アレルギー対応決定通知書」の 保護者記入欄へ署名をし、複写したものを受け取る。(原本は学校控え)

# 対応の開始

・事前に食物アレルギー関係書類等を受け取り、確認する。

か わさきしりつちゅうがっこうきゅうしょく

川崎市立中学校給食の

毎月の献立表や使用食材について

詳細はこちら⇒

